

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月9日
【会社名】	株式会社セキュア
【英訳名】	SECURE, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷口 辰成
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル20階
【電話番号】	03-6911-0660(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役Co-CFO 佐藤 仁美
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル20階
【電話番号】	03-6911-0660(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役Co-CFO 佐藤 仁美
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 959,364,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	567,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 上記普通株式(以下「本新株式」といいます。)は、2026年3月9日付の当社取締役会決議により発行を決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所は下記の通りです。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	567,000株	959,364,000	479,682,000
一般募集			
計(総発行株式)	567,000株	959,364,000	479,682,000

(注) 1. 本新株式の募集は第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
 3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は479,682,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,692	846	1株	2026年3月25日		2026年3月25日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 本新株式の募集は、第三者割当の方式による本新株式の発行(以下「本第三者割当」といいます。)と並行して行われる、当社とリコージャパン株式会社(以下「割当予定先」といいます。)との間の資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)とあわせて実施するものであり、当社と割当予定先との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結します。
 3. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。
 4. 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
 5. 割当予定先から払込みがない場合、割当予定先に対する第三者割当による新株発行は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社セキュア 経営管理部	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル20階

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新宿西口支店	東京都新宿区西新宿一丁目7番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
959,364,000	6,150,000	953,214,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用(約200万円)、登記関連費用(約335万円)及び印刷費用(約80万円)の合計です。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額953,214,000円については、下記表記載の各資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
フィジカルセキュリティ領域の販売及びサービス提供に向けた体制構築	703	2026年4月～2031年3月
割当予定先のスペースマネジメント事業との連携機能開発	100	2026年4月～2031年3月
割当予定先と連携した広告宣伝活動による当社ブランディング力の強化	150	2026年4月～2031年3月
合計	953	

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理する予定です。

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、割当予定先との協業を通じて、パートナーシップ関係を構築し、新たなサービスの共同開発や両社の事業を拡大させることを目指しております。なお、支出の正確なタイミングを予測することは一定の限界があるため、支出予定時期は、一定程度確実に支出が見込まれる期間を記載しています。なお、支出予定時期が変更になった場合は、速やかに開示いたします。

当社のフィジカルセキュリティ領域の販売及びサービス提供に向けた体制構築

割当予定先は、全国規模の営業及びサービスネットワークと強固な顧客基盤を有しており、業種別DX支援や地域課題解決を含めたデジタルサービス事業の拡大を重点戦略として掲げています。本資本業務提携を通じて、割当予定先のDX提案活動の中核領域に当社が組み込まれることで、従来接点のなかった顧客層への展開が可能となり、割当予定先の強力な販売力を活かして幅広い市場での導入拡大を図る予定であります。具体的には、営業目標の達成に両社が最大限努力することを前提に、専任のパートナー営業者をまずは9名配置し、両者の協議により毎年増員することを計画しております。

割当予定先のスペースマネジメント事業との連携機能開発

割当予定先は、会議室予約やフリーアドレスの座席管理、来客受付等を統一的に管理するスペースマネジメント

のデジタルプラットフォーム“RICOH Spaces”のほか、サイネージ/音声CS/画像AI系共創サービス等の現場向けサービスを提供し、スマートで生産性の高いオフィス環境の実現を支援しています。本資本業務提携を通じて、RICOH Spacesと当社の保有するセキュリティデータを連携させ、共同開発を実施することで、スペースマネジメント事業を両社で強化する予定であります。

割当予定先と連携した広告宣伝活動による当社ブランディング力の強化

当社は、割当予定先及び世界的ブランドとして高い信頼性と実績を有するリコーグループのマーケティング基盤と連携して広告宣伝活動を行うことで、当社のブランドイメージを大きく向上させられるものと期待しています。具体的には、本資本業務提携が当社の技術力及び実績に対する市場からの評価向上や、新たなビジネス機会の創出につながり、それらを当社のグローバル展開の足掛かりとする予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	リコージャパン株式会社
	本店の所在地	東京都大田区中馬込一丁目3番6号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 社長執行役員 CEO 笠井 徹
	資本金	2,517,400,000円
	事業の内容	複合機（MFP）やプリンターなどの画像機器や消耗品およびICT関連商品の販売と関連ソリューションの提供 サポート＆サービス（画像機器やICT関連商品の保守、ネットワーク構築・保守、ICT運用業務代行） システムインテグレーションおよびソフトウェア設計・開発
	主たる出資及びその出資比率	株式会社リコー 100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません
	人事関係	該当事項はありません
	資金関係	該当事項はありません
	技術又は取引関係	当社は、割当予定先との間で販売等の取引関係があります

(注) 上記の表は、別途時点を明記していない限り、本有価証券届出書提出日(2026年3月9日)現在のものであります。

c. 割当予定先の選定理由

1. 当社グループの事業背景と割当予定先の選定の経緯

当社が主な事業として扱っているセキュリティソリューション事業は、2010年代からデジタル化が始まり、単純な防犯用途から継続的な運用をセットにより多目的に活用されるようになり、現在では、AIの活用による価値創造ができるまでに至ってきております。当社設立当初は、一般家庭向けにIoTやスマートロックを販売しておりましたが、2010年に事業内容を主に事業会社向けのセキュリティソリューションに転換しました。そして、4年前には、東証マザーズ(当時)にも上場いたしました。また、当社は、日本よりも技術的に先進である韓国にも拠点を置いており、グローバルの技術動向をキャッチアップしております。ソリューションはSECURE AC(入退室管理システム)、SECURE VS(監視カメラシステム)、SECURE Analytics(画像解析サービス)、SECURE ES(エンジニアリングサービス)の4つであり、導入先はオフィス・ビル、小売店舗、工場・生産現場等で、最近ではデータセンターや病院、学校にもニーズが出てきております。

当社の今後の成長戦略といたしまして、まずはセキュリティソリューション事業において、国内で市場シェアNo.1の獲得を目指しております。こうした中、小売業界は人手不足や商品ロス(万引き・内引き等)を背景に、無人店舗ソリューションやAI商品棚等の需要が拡大しております。当社は、これらの需要を取り込み、国内シェアの拡大を図るとともに、将来的には東南アジアを中心とした海外マーケットでのシェア獲得を目指しております。当社においては、中・小型案件を中心に事業を展開してきた一方で、エンタープライズ向けの大型案件の開拓が今後の成長に向けた課題となっております。

上記のような経緯の中、2023年9月頃、当社の事業とシナジーが見込める割当予定先に対し、資本業務提携を打診し、同年11月頃、割当予定先の代表者と面談を実施いたしました。その後、当社と割当予定先の間で意見交換をする中で、双方の間で、資本業務提携によるメリットが見込めたため、2025年5月に、当社より割当予定先に対し、資本業務提携の具体的なオファーを行い、同月、本資本業務提携へ向けたキックオフミーティングを実施いたしました。そして、この度、当社と割当予定先とで協議を進めた結果、当社としては、割当予定先との本第三者割当を通じた業務提携によって、割当予定先及びそのグループ会社の属する企業集団の顧客基盤を活用することが可能となり、中小案件の更なる拡充に加えて、エンタープライズ向けの大型案件の開拓が実現できることから、より幅広く、かつ深い顧客サービスを提供できると考えるに至りました。

2. 本資本業務提携の目的及び理由

当社グループは、「AI×セキュリティで新しい価値を創る」をビジョンに掲げ、監視カメラ事業及び顔認証を活用した入退管理システムを中心としたセキュリティソリューションを提供しております。高度なインテグレーション力とAI等の先進技術を強みに、企業及び公共分野を中心として多数の導入実績を積み重ねており、国内でもトップクラスの実績を有しています。

他方、割当予定先は、会議室予約やフリーアドレスの座席管理、来客受付等を統合的に管理するスペースマネジメントのデジタルプラットフォーム“RICOH Spaces”を提供しスマートで生産性の高いオフィス環境の実現を支援しています。

ハイブリッドワークの定着により、オフィスの在り方が見直される中、働き方の可視化やデータ活用は経営戦略上の重要テーマとなっています。割当予定先のスペースマネジメントを基盤として、当社の監視カメラ及び顔認証データを組み合わせることで、従業員の動線や利用状況の把握が可能となり、最適なオフィス設計や働き方改革への活用が期待されています。また、サイバーリスクの高まりを背景に、フィジカルセキュリティの重要性が増す中、企業に加え、地域社会における獣害対策等、安全及び安心分野での監視カメラ需要も拡大しています。

両社は、本資本業務提携により、提案から施工、導入後の保守までを一体で提供する体制を強化し、企業及び地域の安全性向上と生産性向上に貢献していきます。

以上のとおり、当社といたしましては、割当予定先との間で、強固な資本業務提携契約のもとで、事業推進を図ることは、当社グループの企業価値及び持続的かつ長期的な株主価値の向上に資するものであると判断したことから、本資本業務提携契約を締結することにいたしました。

3. 本資本業務提携の内容

業務提携の内容

当社及び割当予定先は、フィジカルセキュリティ事業とスペースマネジメント事業における相乗効果を生み出し、中長期的な企業価値の向上を目指します。具体的には、短期では販路拡大を協業の基盤とし、当社のフィジカルセキュリティ領域のサービスを、割当予定先が取り組む業種別DX支援や地域課題解決の中に組み込み、幅広い顧客層へ展開いたします。中長期にはRICOH Spacesと当社の保有するセキュリティデータを連携させ、共同開発を実施することで、スペースマネジメント事業に関する新規機能開発、フィジカルセキュリティ事業において多様なエンタープライズニーズに応える事業領域の拡大及び東南アジアを中心としたグローバル展開に資する協業を目指すことで両社間の中長期的な企業価値向上を目指します。

資本提携の内容

当社は、本第三者割当により、リコージャパン株式会社を割当予定先として当社の普通株式567,000株(議決権数5,670個)(2025年12月31日時点において、発行済株式総数は5,639,420株、総議決権数は56,354個となり、これらを基準にした場合、発行済株式総数に対する割合10.05%、総議決権数に対する割合10.06%となります。)を発行する予定であり、割当予定先は、発行される新株式の全てを引き受ける予定です。

なお、割当予定先から役員派遣を受ける予定はございません。

d. 割り当てようとする株式の数

567,000株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が、本第三者割当の目的に鑑み、本第三者割当により取得する当社株式を中長期的に保有する方針であることを業務提携契約に係る合意書面で確認しております。また、本資本業務提携契約において、割当予定先は、当社が、株式等の発行、処分又は付与(ただし、当社の役職員に対するインセンティブを目的とした株式等の発行、処分又は付与を除く。)を行う場合、その持株比率に応じて株式等を引き受ける権利を有する旨合意しております。更に、本資本業務提携契約において、割当予定先が、特定の第三者に対して、当社株式の一部又は全部を譲渡する場合、契約締結から1年間は当社の事前承諾を得るものとし、1年経過後は当社に対し譲渡予定通知を提出する手続きにより、割当予定先が譲渡する予定の当社株式を、当社又は当社が指定する第三者に売り渡すよう、当社が割当予定先に対して請求できる権利を有する旨合意しております。

なお、当社は割当予定先から、払込期日から2年以内に本第三者割当により取得する当社普通株式の全部又は一

部を譲渡した場合には、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から本第三者割当増資の払込みに要する財産は確保されている旨及び本第三者割当を実施することについて、権限を有する決裁者の決裁が完了している旨の報告を受けており、当社としても、割当予定先の決算公告にて開示された貸借対照表を確認し、同社における本第三者割当の払込みのために必要な資金等の状況に問題はないものと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先の完全親会社である株式会社リコーは、株式会社東京証券取引所プライム市場に上場しており、また、同社グループでは、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(2025年11月14日付)に記載のとおり、反社会的な活動や勢力及びその団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切関わらないことを「リコーグループ企業行動規範」に定めている他、社内窓口部署を設置し、警察などの外部機関や関連団体との連携を進めるとともに、信頼関係の構築に努めることで同社グループ各社と反社会的勢力との関係遮断を徹底するための体制を構築しております。

また、当社は、2026年3月9日付で締結予定の当社と割当予定先との間の引受契約において、割当予定先から、割当予定先並びに割当予定先の役員及び従業員が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係がない旨の表明保証を受ける予定です。

これらを踏まえ、当社は割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が、特定団体等とは一切関係がないと判断をしたため、東京証券取引所に対し、「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

本株式の発行価額は、当社の事業環境、当社株式の株価動向、株式市場動向、本第三者割当増資により発行される株式数等を勘案しつつ、当社株式のボラティリティと割当予定先のリスク許容度等に鑑み、割当予定先との協議を経て、本新株式の発行に係る2026年3月9日開催の取締役会決議の直前営業日(2026年3月6日)の株式会社東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の終値1,879円を基準とし、1株1,692円(ディスカウント率9.95%)といたしました。本第三者割当に係る決議日の前営業日の終値を基準としたのは、取締役会決議日直近の市場価格であって客観性が高く、合理的であると判断したためです。

ディスカウントを実施する理由につきましては、以下のとおりです。当社の既存ビジネス領域であるセキュリティソリューション事業の更なる拡大を遂行するにあたり、割当予定先及びそのグループ会社が有する顧客基盤を活用して売上拡大を図ることが重要であり、割当予定先との資本業務提携が、共同での販路拡大を通して当社の中期的な企業価値向上に資することを踏まえれば、基準となる当社の普通株式の評価額に対して一定のディスカウントをしたとしてもなお、割当予定先との間で資本業務提携関係を構築し、本第三者割当増資を実施することも合理的であると判断し、上記発行価格とすることを決定いたしました。

本株式の発行価額は、取締役会決議日の前取引日までの1か月間の終値平均1,737.4円に対して2.61%のディスカウント、取締役会決議日の前取引日までの3か月間の終値平均1,770.7円に対して4.44%のディスカウント、取締役会決議日の前取引日までの6か月間の終値平均1,629.8円に対し3.81%のプレミアムとなります。

かかる払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、また本調達により、将来の当社の成長に備えることができることから、既存株主の皆さまの利益に資するものであり、当社としては、特に有利な払込金額には該当しないものと判断しております。

なお、上記払込金額につきましては、当社取締役会で討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により決議しております。また、取締役会に出席した監査役3名(うち3名全員が社外監査役)全員から、本株式の払込金額は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準に、日本証券業協会の「第三者割当の取扱いに関する指針」に準拠して算定されていることから、適正かつ妥当であり、割当予定先にとって特に有利な金額には該当せ

ず、本株式の発行手続きは適切な手続きを経ており、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に対する考え方

本株式の数は567,000株(議決権数5,670個)であり、2025年12月31日現在の発行済株式総数5,639,420株(議決権数56,354個)を分母とする希薄化率は、発行済株式総数に対する割合10.05%、総議決権数に対する割合10.06%となります。

しかしながら、本第三者割当は、当社と割当予定先との間の本資本業務提携に基づき実施されるものであり、本資本業務提携を履行することは、中長期的な視点から今後の当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。また、割当予定先は、本第三者割当の目的に鑑み、当社株式を中長期的に保有する方針であり、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模並びに流通市場への影響はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
合同会社LYON	東京都新宿区下落合二丁目 13番22号	1,015,435	18.02	1,015,435	16.37
株式会社バッファロー	東京都千代田区丸の内一丁 目11番1号	800,000	14.20	800,000	12.90
リコージャパン株式会社	東京都大田区中馬込一丁目 3番6号			567,000	9.14
谷口 辰成	東京都新宿区	434,600	7.71	434,600	7.01
谷口 才成	東京都文京区	400,000	7.10	400,000	6.45
谷口 結成	東京都世田谷区	371,500	6.59	371,500	5.99
合同会社YSH	東京都世田谷区玉川四丁目 15-13	294,065	5.22	294,065	4.74
CBC株式会社	東京都中央区月島二丁目15 番13号	228,000	4.05	228,000	3.68
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番 1号	197,000	3.50	197,000	3.18
株式会社ブロードバンド タワー	東京都千代田区内幸町二丁 目1-6	150,000	2.66	150,000	2.42
株式会社東邦銀行	福島県福島市大町3番25号	120,000	2.13	120,000	1.93
計		4,010,600	71.17	4,577,600	73.80

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2025年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、2025年12月31日現在の所有株式数(5,639,420株)及び所有議決権数(56,354個)に、本第三者割当により割り当てられる本新株式の数(567,000株)及び当該株式に係る議決権数(5,670個)を加算した数に基づき算出しております。なお、2026年1月1日以降に行使されたストックオプションの数は含んでおりません。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第23期事業年度)及び半期報告書(第24期中)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日(2025年3月27日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年3月9日)までの間において生じた変更及び追加すべき事由はございません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年3月9日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 資本金の増減

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第23期事業年度)の「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況

1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金について、本有価証券届出書提出日(2026年3月9日)までの間に、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年1月1日～ 2025年3月3日 (注)1	普通株式 9,600	普通株式 4,787,220	883	547,767	883	428,747
2025年3月3日 (注)2	普通株式 800,000	普通株式 5,587,220	727,600	1,275,367	727,600	1,156,347
2025年3月4日～ 2025年12月31日 (注)1	普通株式 52,200	普通株式 5,639,420	7,125	1,282,493	7,116	1,163,463

(注) 1. 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります

(注) 2. 有償第三者割当

発行価格 1,819円

資本組入額 909円50銭

割当先 株式会社メルコホールディングス(現社名:株式会社パッファロー)

3. 臨時報告書の提出について

第四部 組込情報記載の第23期有価証券報告書の提出日(2025年3月27日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年3月9日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2025年3月28日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2025年3月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年3月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、谷口辰成、横井文昭、平本洋輔、佐藤仁美、芦澤光二、倉林聡子の6名を選任するものであります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として、久喜政徳、古島守、湯瀬陽子の3名を選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、平井信行を選任するものであります。

第4号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定の件

当社の取締役(社外取締役を除く)に支給する報酬等の総額は、2025年3月27日開催の定時株主総会において決議された年額350,000千円以内としており、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬の総額を、年額25,000千円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成 (反対)割合(%)
第1号議案 取締役6名選任の件 谷口 辰成 横井 文昭 平本 洋輔 佐藤 仁美 斉藤 政美 芦澤 光二	37,166 37,163 37,143 37,162 37,480 37,482	419 422 442 423 105 103		(注)	可決 95.74 可決 95.73 可決 95.68 可決 95.73 可決 96.55 可決 96.55
第2号議案 監査役3名選任の件 久喜 政徳 古島 守 湯瀬 陽子	37,493 37,495 37,481	92 90 104		(注)	可決 96.58 可決 96.59 可決 96.55
第3号議案 補欠監査役1名選任の件 平井 信行	37,481	104		(注)	可決 96.55
第4号議案 取締役(社外取締役を除く) に対する譲渡制限付株式の 割当のための報酬決定の件	37,445	140		(注)	可決 96.46

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2026年2月20日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2026年2月20日開催の取締役会において、株式会社TOUCH TO GOの株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。当該株式取得は特定子会社の異動を伴う子会社取得に該当しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 子会社取得の決定(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容)

(1) 取得対象子会社の概要

(1) 名称	株式会社TOUCH TO GO	
(2) 所在地	東京都港区高輪2-21-42 TokyoYard Building 8F	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 阿久津 智紀	
(4) 事業内容	無人決済などの省人化システム及びサービスの企画、設計、開発、保守及び販売	
(5) 資本金	100百万円(2025年3月31日現在)	
(6) 設立年月日	2019年7月1日	
(7) 大株主及び持株比率	JR東日本スタートアップ株式会社 10,839株(37.4%) サインポスト株式会社 10,839株(37.4%) KDDI新規事業育成3号投資事業有限責任組合 400株(1.4%) その他 6,898株(23.8%)	
(8) 上場会社と当該会社との関係	資本関係	該当事項はございません。
	人的関係	該当事項はございません。
	取引関係	該当事項はございません。

(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
純資産	1,022百万円	1,175百万円	1,127百万円
総資産	1,166百万円	1,425百万円	1,429百万円
1株当たり純資産	36千円	40千円	38千円
売上高	215百万円	502百万円	968百万円
営業利益	275百万円	175百万円	63百万円
経常利益	275百万円	170百万円	44百万円
当期純利益	276百万円	146百万円	47百万円
1株当たり当期純利益	9千円	5千円	1千円
1株当たり配当金	円	円	円

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社はAIによるレジレス・無人決済店舗「SECURE AI STORE LAB 2.0」の開発・実用化をはじめ、リテールテックの推進を通じて、人手不足に悩む小売業界の課題解決に取り組んでまいりました。現在は、店舗向けのトータルパッケージによって経営課題を解決するAI Store事業を柱の一つとして、監視カメラシステムによる安定的な収益基盤を確保しつつ、防犯ソリューションなど周辺サービスの拡充を進めております。

株式会社TOUCH TO GO は、AIカメラや重量センサーを活用した無人決済店舗「SENSE」シリーズや、無人オーダー決済端末「MONSTAR(セルフレジ)」を主軸としてプロダクトを展開し、JR東日本グループが運営する施設やファミリーマートなどへの幅広い導入実績を有しており、無人決済領域において国内屈指の技術力と先行導入シェアを確立しております。

株式会社TOUCH TO GOはこれまで研究開発や先行導入のための投資フェーズにありましたが、直近の売上高は著しく伸張しており、営業損益も大幅な改善傾向にあります。当社は、株式会社TOUCH TO GOが「技術を創る」創業フェーズを終え、技術を「社会インフラとして普及・定着させる」拡大フェーズへ移行したと判断いたしました。

なお、本株式取得後においても、JR東日本スタートアップ株式会社および株式会社ファミリーマートをはじめとする既存株主は、引き続き株式会社TOUCH TO GOの株主として参画する予定であり、同社との事業連携や協力関係についても継続される見込みであります。

また、JR東日本スタートアップ株式会社は、株主としての立場にとどまらず、引き続き経営面においても株式会社TOUCH TO GOの事業運営に関与する予定であり、当社グループとの連携のもと株式会社TOUCH TO GOの持続的な成長を支援してまいります。

本株式取得により、当社グループは以下のシナジーを創出することで、株式会社TOUCH TO GOの早期黒字化を図るとともに、当社グループ全体の事業基盤強化および企業価値の最大化を目指してまいります。

(1) グループ資産の活用によるコスト削減と効率化

当社が有する全国規模の施工・保守ネットワークを株式会社TOUCH TO GOのプロダクトに活用いたします。これにより、株式会社TOUCH TO GOが単独で負担していたフィールドサポートのコストおよび工数を削減し、収益構造を改善いたします。

(2) 相互の顧客基盤へのクロスセルによる売上拡大

当社の主要な顧客とのリレーションを活用し、株式会社TOUCH TO GOのシステムの販売を推進いたします。特に、当社が強みを持つオフィスや工場、病院等の「職域(マイクロマーケット)」への展開を加速させ、新たな収益機会の創出を図ります。

(3) ハードウェアに関するノウハウによる生産性向上

当社の物理セキュリティ事業で培ったハードウェアに関するノウハウや経験を株式会社TOUCH TO GOと共有することで、同社のプロダクト開発および生産プロセスの生産性向上を図ります。

(4) 「決済×セキュリティ」の融合による差別化

無人化・省人化において「セキュリティ」は表裏一体の課題です。当社のAI防犯・顔認証技術と株式会社TOUCH TO GOの決済システムを統合し、万引き防止と省人化を高度に両立するトータルソリューションを提供することで、リテールDX市場における競争優位性を確立してまいります。

以上の通り、当社の事業リソースと株式会社TOUCH TO GOの革新的な技術を融合させることは、株式会社TOUCH TO GOの収益改善のみならず、当社グループ全体がリテールDX市場の主導権を握り、中長期的な成長を加速するために不可欠な投資であると判断し、株式取得に至りました。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式取得価額	842百万円
アドバイザー費用等(概算額)	8百万円
合計(概算額)	850百万円

2. 特定子会社の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

上記「1. 子会社取得の決定(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容) (1) 取得対象子会社の概要」に記載の通りであります。

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前： 0個

異動後： 16,282個

総株主等の議決権に対する割合

異動前： 0%

異動後： 56.2%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は2026年2月20日開催の取締役会において、株式会社TOUCH TO GOの株式を取得し、子会社とすることを決議しました。当該子会社の純資産額が、当社の純資産額の100分の30以上に相当するため、特定子会社に該当します。

異動の年月日

2026年4月1日(予定)

4. 最近の業績の概要について

2026年2月13日に開示いたしました「2025年12月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に掲載されている第24期(自2025年1月1日至2025年12月31日)連結会計年度の連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,195,606	2,253,347
受取手形、売掛金及び契約資産	867,214	976,737
商品	707,404	935,138
その他	173,862	133,602
貸倒引当金	1,825	7,304
流動資産合計	2,942,262	4,291,521
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	71,968	79,667
その他	154,486	240,399
減価償却累計額	124,651	179,096
有形固定資産合計	101,803	140,969
無形固定資産		
のれん	267,723	296,150
ソフトウェア	33,263	14,441
その他	18,961	51,072
無形固定資産合計	319,948	361,664
投資その他の資産		
投資有価証券	209,923	258,754
繰延税金資産	68,555	50,097
その他	143,797	156,359
貸倒引当金	1,942	1,892
投資その他の資産合計	420,333	463,319
固定資産合計	842,084	965,953
資産合計	3,784,347	5,257,475

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	385,343	547,242
工事未払金	28,675	60,754
短期借入金	300,000	200,000
1年内返済予定の長期借入金	291,424	260,768
未払費用	217,870	226,893
未払法人税等	47,679	78,733
前受金	129,512	117,565
賞与引当金	69,827	69,220
その他	68,871	38,281
流動負債合計	1,539,204	1,599,460
固定負債		
長期借入金	835,116	574,348
退職給付に係る負債	12,034	26,337
長期前受金	99,557	113,722
商品保証引当金	7,288	5,287
その他	9,012	11,845
固定負債合計	963,008	731,541
負債合計	2,502,212	2,331,001
純資産の部		
株主資本		
資本金	546,884	1,282,493
資本剰余金	427,879	1,163,478
利益剰余金	299,042	486,628
自己株式	218	218
株主資本合計	1,273,587	2,932,382
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		9,624
繰延ヘッジ損益	6,477	1,361
為替換算調整勘定	1,910	2,197
その他の包括利益累計額合計	8,387	6,065
新株予約権	160	158
純資産合計	1,282,134	2,926,474
負債純資産合計	3,784,347	5,257,475

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	6,247,242	6,840,816
売上原価	3,718,727	4,012,668
売上総利益	2,528,515	2,828,147
販売費及び一般管理費	2,222,625	2,502,024
営業利益	305,889	326,122
営業外収益		
受取利息	132	2,788
助成金収入	842	
資材売却収入	657	389
その他	169	489
営業外収益合計	1,802	3,666
営業外費用		
支払利息	12,705	14,067
株式交付費		9,315
貸倒引当金繰入額	150	3,666
その他	1,090	2,875
営業外費用合計	13,945	29,925
経常利益	293,746	299,863
特別損失		
投資有価証券評価損	10,013	
特別損失合計	10,013	
税金等調整前当期純利益	283,733	299,863
法人税、住民税及び事業税	76,188	90,866
法人税等調整額	33,016	21,411
法人税等合計	43,171	112,277
当期純利益	240,561	187,586
非支配株主に帰属する当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益	240,561	187,586

連結包括利益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	240,561	187,586
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金		9,624
繰延ヘッジ損益	7,742	5,115
為替換算調整勘定	478	287
その他の包括利益合計	7,263	14,453
包括利益	247,825	173,133
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	247,825	173,133
非支配株主に係る包括利益		

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	540,827	421,834	58,480	117	1,021,024
当期変動額					
新株の発行					
新株の発行(新株予約権の行使)	6,057	6,045			12,102
親会社株主に帰属する当期純利益			240,561		240,561
自己株式の取得				101	101
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	6,057	6,045	240,561	101	252,562
当期末残高	546,884	427,879	299,042	218	1,273,587

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高		1,265	2,388	1,123	160	1,022,308
当期変動額						
新株の発行						
新株の発行(新株予約権の行使)						12,102
親会社株主に帰属する当期純利益						240,561
自己株式の取得						101
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		7,742	478	7,263		7,263
当期変動額合計		7,742	478	7,263		259,826
当期末残高		6,477	1,910	8,387	160	1,282,134

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	546,884	427,879	299,042	218	1,273,587
当期変動額					
新株の発行	727,600	727,600			1,455,200
新株の発行(新株予約権の行使)	8,008	7,999			16,008
親会社株主に帰属する当期純利益			187,586		187,586
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	735,608	735,599	187,586		1,658,794
当期末残高	1,282,493	1,163,478	486,628	218	2,932,382

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高		6,477	1,910	8,387	160	1,282,134
当期変動額						
新株の発行						1,455,200
新株の発行(新株予約権の行使)						16,008
親会社株主に帰属する当期純利益						187,586
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,624	5,115	287	14,453	2	14,455
当期変動額合計	9,624	5,115	287	14,453	2	1,644,339
当期末残高	9,624	1,361	2,197	6,065	158	2,926,474

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	283,733	299,863
減価償却費	56,639	59,486
のれん償却額	29,747	32,808
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,932	5,429
賞与引当金の増減額(は減少)	17,754	4,798
商品保証引当金の増減額(は減少)	5,189	2,000
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1,222	9,363
受取利息及び受取配当金	132	2,956
支払利息	12,705	14,067
投資有価証券評価損益(は益)	10,013	
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	4,332	97,505
棚卸資産の増減額(は増加)	10,346	206,363
仕入債務の増減額(は減少)	65,763	186,533
未払費用の増減額(は減少)	63,842	5,810
前受金の増減額(は減少)	90,997	2,217
その他	86,438	6,651
小計	429,585	295,305
利息及び配当金の受取額	114	2,503
利息の支払額	12,885	14,110
法人税等の支払額	85,629	66,575
法人税等の還付額	71	2,880
営業活動によるキャッシュ・フロー	331,256	220,003
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	37,867	72,154
投資有価証券の取得による支出	201,100	74,972
無形固定資産の取得による支出	14,809	32,079
長期貸付金の回収による収入	31,576	
保険積立金の解約による収入	65,412	
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	338,371	93,316
その他	7,326	5,242
投資活動によるキャッシュ・フロー	502,486	267,279
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	100,000	100,000
長期借入れによる収入	750,000	
長期借入金の返済による支出	298,135	291,424
株式の発行による収入		1,455,200
ストックオプションの行使による収入	12,102	16,008
その他	5,749	1,643
財務活動によるキャッシュ・フロー	558,218	1,078,140
現金及び現金同等物に係る換算差額	332	353
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	386,655	1,031,216
現金及び現金同等物の期首残高	808,950	1,195,606
現金及び現金同等物の期末残高	1,195,606	2,226,823

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「仕掛品」、「前払費用」、「未収消費税等」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「仕掛品」36,137千円、「前払費用」90,678千円、「未収消費税等」13,210千円は、「その他」173,862千円として組み替えています。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「有形固定資産」の「工具、器具及び備品」、「リース資産」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「有形固定資産」に表示していた「工具、器具及び備品」147,277千円、「リース資産」7,209千円は、「その他」154,486千円として組み替えています。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「敷金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」に表示していた「敷金」123,146千円は、「その他」143,797千円として組み替えています。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「リース債務」、「未払消費税等」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「リース債務」1,058千円、「未払消費税等」60,852千円は、「その他」68,871千円として組み替えています。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「固定負債」の「リース債務」、「資産除去債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」に表示していた「リース債務」1,842千円、「資産除去債務」5,170千円は、「その他」9,012千円として組み替えています。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「固定資産除却損」200千円は、「その他」1,090千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「為替差損益(は益)」、「有形固定資産除却損」、「未収消費税等の増減額(は増加)」、「前払費用の増減額(は増加)」、「未払消費税等の増減額(は減少)」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「為替差損益(は益)」200千円、「有形固定資産除却損」200千円、「未収消費税等の増減額(は増加)」13,119千円、「前払費用の増減額(は増加)」54,544千円、「未払消費税等の増減額(は減少)」15,174千円を、「その他」86,438千円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「リース債務の返済による支出」、「自己株式の取得による支出」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「リース債務の返済による支出」5,647千円、「自己株式の取得による支出」101千円を、「その他」5,749千円として組み替えております。

(連結子会社の事業年度等に関する事項の変更)

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

なお、当連結会計年度において新たに連結子会社となった株式会社メディアシステムは、決算日を5月31日から12月31日に変更しております。これに伴い、当連結会計年度においては2025年6月1日から2025年12月31日までの7か月間を連結しております。

また、この変更が連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称： 株式会社メディアシステム

事業の内容： 電気通信工事業・電気工事業

企業結合を行った主な理由

当社は「AI(画像認識技術)×セキュリティで新しい価値を創る」をビジョンに「ソフト」と「ハード」で構成される物理セキュリティシステムを事業領域として、「オフィス・工場・商業施設」などに対し、ソフトウェアの設計やハードウェアの選定から施工・アフターフォローまで、一貫したサービスを提供しています。そして成長戦略の具体的な施策として全国主要都市への事業拠点の拡大を計画しております。

この度、株式を取得した株式会社メディアシステムは、福島県内において、防犯システム、防犯機器、通信システム等の電気通信工事および同機器の販売・保守を行っております。特に官公庁向けの高度なセキュリティシステムの導入実績を有しており、高い技術力と信頼性を強みとしています。社内には多数の設備工事に関する資格者が在籍し、防犯システムの設計・施工に関する豊富なノウハウを蓄積してきました。また、物理セキュリティ市場の拡大に対応するため、専門人材の採用・育成を積極的に進め、成長を続けています。

子会社化により、当社は株式会社メディアシステムのノウハウと専門性を獲得し、競争力の強化とさらなる成長を目指します。加えて、当社のブランド力を活かした採用強化や顧客獲得の支援を通じ、事業拡大に貢献できると考えています。

さらに、定期的な人材交流を通じた技術共有を促進し、防犯設備や官公庁向け案件における技術力の向上を推進します。加えて、自治体向けセキュリティサービスの導入拡大や、高度な設計案件の受注を可能にすることで、販売チャネルの拡大を図ります。

企業結合日

2025年4月22日(株式取得日)

2025年5月31日(みなし取得日)

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した株式数及び議決権比率

普通株式：400株

(議決権所有割合：100%)

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年6月1日から2025年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	145,000千円
取得原価		145,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 32,310千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

61,236千円

発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものであります。

償却方法および償却期間

10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	94,407千円
固定資産	10,847千円
資産合計	105,254千円
流動負債	16,551千円
固定負債	4,939千円
負債合計	21,491千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算及びその算定方法

売上高	54,939千円
営業損失()	6,038千円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び営業損失との差額を影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(セグメント情報等)

当社グループは、セキュリティソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	268円33銭	518円91銭
1株当たり当期純利益	50円53銭	34円30銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	49円17銭	33円79銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	240,561	187,586
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	240,561	187,586
普通株式の期中平均株式数(株)	4,760,541	5,468,929
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調 整額(千円)		
普通株式増加数(株)	131,602	83,382
(うち新株予約権(株))	(131,602)	(83,382)
希薄化効果を有しないため、潜在株 式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれな かった潜在株式の概要	2022年12月19日取締役会決議 によるストック・オプション (新株予約権 1,600個) 普通株式 160,000株	2022年12月19日取締役会決議 によるストック・オプション (新株予約権 1,580個) 普通株式 158,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第23期)	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	2025年3月27日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第23期)	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	2025年3月28日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第24期中)	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	2025年8月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年3月27日

株式会社セキュア
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石上卓哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河島啓太 印

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セキュアの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セキュア及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年2月14日開催の取締役会において、資本業務提携契約を締結すること及び第三者割当による新株式の発行を行うことを決議し、2025年3月3日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

棚卸資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社が当連結会計年度末現在、連結貸借対照表に計上している棚卸資産は商品707,404千円であり、総資産の18.7%を占めている。</p> <p>【注記事項】「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.(1)重要な資産の評価基準及び評価方法 棚卸資産」及び「(重要な会計上の見積り)1.棚卸資産の評価」に記載のとおり、会社は、棚卸資産の評価基準について収益性の低下による簿価切下げの方法を採用しており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合に加え、販売終了などにより営業循環過程から外れた陳腐化品及び滞留品が発生している場合には、帳簿価額を切り下げている。</p> <p>会社は、顔認証をはじめとしたAI(画像認識)技術を駆使した新たなAIセキュリティシステムを研究開発し提供しているが、会社を取り扱う棚卸資産は、顧客のセキュリティニーズや商品ライフサイクルの変化により陳腐化又は滞留する可能性がある。そのため、会社は、期末における陳腐化品及び滞留品を把握するための内部統制を構築するとともに、これらの棚卸資産について、社内評価ルールに基づき定期的に帳簿価額を切り下げている。</p> <p>営業循環過程から外れた棚卸資産の評価には将来の販売可能性に関する不確実性と経営者の判断が伴うことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、営業循環過程から外れた棚卸資産の評価の妥当性を確かめるために、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末における陳腐化品及び滞留品を把握するための内部統制の整備状況及び運用状況の評価を行った。 ・会社の社内評価ルールが、最近の事業環境や在庫状況に照らして合理的なものであることを確かめるため、経営者及び管理責任者との協議を実施するとともに、帳簿価額を下回る価額での販売の有無や廃棄の状況、過去に帳簿価額を切り下げた棚卸資産の販売状況等の検討を行った。 ・帳簿価額の切下げ対象となる棚卸資産が、網羅的に把握及び集計されていることを会社の抽出過程の再実施により確かめた。 ・棚卸資産の帳簿価額を切り下げるべきその他の事象の有無を確かめるため、最近の販売実績と在庫量を比較し、在庫量が過剰となっているおそれがあるものについて、個別に将来の販売可能性を検討した。 ・期末における陳腐化品及び滞留品の帳簿価額が、会社の社内評価ルールに基づき定期的に切り下げられていることを再実施により確かめた

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セキユアの2024年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社セキユアが2024年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月27日

株式会社セキュア

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石上卓哉 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河島啓太 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セキュアの2024年1月1日から2024年12月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セキュアの2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年2月14日開催の取締役会において、資本業務提携契約を締結すること及び第三者割当による新株式の発行を行うことを決議し、2025年3月3日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

棚卸資産の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(棚卸資産の評価)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年 8月13日

株式会社セキュア
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河島 啓太 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今井 裕之 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セキュアの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セキュア及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。